

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第22第1項及び第2項の規定に基づき、令和5年9月11日付けで指定等を行った、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）の一部を次のとおり変更する。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川多摩川水系多摩川右岸（丸子橋周辺地区）で、別図「多摩川右岸【都市・地域再生等利用区域】」に示す区域

2. 多摩川右岸丸子橋周辺地区の位置付け

川崎市では、平成28年3月に策定した「川崎市新多摩川プラン」を踏まえ、川崎市のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源及び観光資源を最大限活かしたにぎわいの場の創出に取り組んでいる。

このうち、川崎市丸子橋周辺では、河川敷及び周辺地域におけるバーベキュー利用者等によるゴミの投棄や騒音等の迷惑行為が生じていたことから、平成25年に「丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会」を設置し、課題解決に向けて対応している。今後、課題への対応とにぎわい創出を目的に多摩川における新たな利活用を推進するため、「都市・地域再生等利用区域」を指定の上、川崎市が占有主体となり、公募で選定された民間事業者と使用契約を締結することにより、多摩川の更なる魅力向上の取組を進めていく方針である。

今回は、都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設に交通安全のための講習施設を追加し、社会的な課題解決とにぎわい創出に向けた取組を推進するものである。

3. 指定年月日

令和6年3月8日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 広場・イベント施設
- 2) バーベキュー場

- 3) 飲食店
- 4) 交通安全のための講習施設（今回追加）

2. 許可方針

- 1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体 川崎市